

平成24年1月25日

高専機構における指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名等

株式会社トラスト建設 (高知県知事許可 第008174号)

2 指名停止の措置対象区域等

独立行政法人国立高等専門学校機構の工事

3 指名停止の期間

3カ月(平成24年1月25日 ~ 平成24年4月24日)

4 指名停止の理由

平成24年1月19日に行われた、独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校発注の「高知工業高専校舎等屋上手すり取設その他工事」の入札において、(株)トラスト建設の入札価格が調査基準価格を下回っていたため、同学校が低入札価格調査を行ったところ、入札価格の積算に過失があったとして同社から辞退の申し出があり、同学校は同社を落札者とできず、同工事の入札手続きに遅延を及ぼすこととなった。

このことが、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則第10条に基づき準用する文部科学省における「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

(建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内